



府食第814号  
平成27年10月20日

農林水産大臣  
森山 裕 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成27年10月15日付け27消安第3818号により貴省から当委員会に  
対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格の変更は、既に使用が認められてい  
る特殊肥料及び普通肥料を、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通  
肥料の原料として混合し、当該混合物を造粒若しくは成形したものの使用を認め  
るものであり、現在ほ場において、他の当該普通肥料の原料と混ぜて使用されて  
いる実態と比べても人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品  
安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼ  
す悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。